平成２５年（フ）第１１８号
北海道帯広市西17条南４丁目14番９号２階
債務者　小林みつる
1　決定年月日時　平成25年７月11日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月19日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２５年（フ）第１６２号
東京都小金井市東町２丁目１番28号第三橋本園アパート21
債務者　高間　　明
1　決定年月日時　平成25年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月12日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１６３号
東京都小金井市東町２丁目１番28号第３橋本園アパート21
債務者　高間ひさ子
1　決定年月日時　平成25年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月12日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１１０号
釧路市緑ケ岡４丁目９番27号　遠山貸家
債務者　増川　善幸
1　決定年月日時　平成25年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月18日午後３時
釧路地方裁判所

平成２５年（フ）第５６３号
東京都日野市多摩平４丁目９番地都営多摩平４丁目アパート２―909
債務者　阿部　敏美
1　決定年月日時　平成25年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月13日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第５８６号
東京都八王子市東浅川町986番地
債務者　丹沢　紀男
1　決定年月日時　平成25年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月13日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第７３９８号
東京都世田谷区成城８丁目４―14―203
債務者　柳谷　　斉
1　決定年月日時　平成25年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７４０３号
東京都東久留米市柳窪４丁目14―12―105
債務者　水野　稔彦
1　決定年月日時　平成25年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７４０４号
神奈川県座間市ひばりが丘５丁目58―９―923
債務者　寒河江龍二
1　決定年月日時　平成25年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７４８９号
東京都江戸川区清新町２丁目２―１―319
債務者　高野　一美
1　決定年月日時　平成25年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７４８２号
東京都練馬区早宮２丁目19―８―201
債務者　鳥井裕二郎
1　決定年月日時　平成25年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２７６号
静岡県浜松市西区湖東町1169番地の197　市営湖東団地Ｃ８―506
債務者　登﨑　陽一
1　決定年月日時　平成25年７月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月27日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第２８９号
静岡県浜松市東区大蒲町98番地の14、前住所静岡県浜松市北区引佐町金指1580番地の58
債務者　松下　直子
1　決定年月日時　平成25年７月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月27日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第２９５号
静岡県湖西市ときわ１丁目５番70号　セントラルハイツＡ―205、前住所静岡県湖西市梅田805番地の１
債務者　渡邊　友美
1　決定年月日時　平成25年７月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月27日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第２９７号
静岡県浜松市西区舘山寺町1411番地の１キャッスルアビリティ206
債務者　林　友紀子
1　決定年月日時　平成25年７月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月27日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係